財団法人 岩手経済研究所 寄附行為

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　本研究所は、財団法人岩手経済研究所と称する。

（事務所）
第２条　本研究所は、事務所を岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目２番２０号に置く。

（目　的）
第３条　本研究所は、岩手県における経済、産業及び地域開発に関する調査研究を行い、その成果を公開するとともに、地場産業並びに消費生活に関するコンサルティング業務を実施すること等により、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　地域経済、金融、産業、地域開発、企業経営及び消費生活に関する調査研究及び資料の収集・提供
（２）　企業経営及び消費生活に関する相談業務並びに企業診断業務
（３）　講演会、研究会、研修会等の開催
（４）　機関紙、調査研究報告書、経営参考資料等の出版物の発行
（５）　岩手県内中小企業の振興を目的とする事業への協賛
（６）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　財産及び会計

（財産の構成）
第５条　本研究所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立当初の財産目録に記載された財産
（２）　寄附金品
（３）　財産から生じる収入
（４）　事業に伴う収入
（５）　その他の収入

（財産の種別）
第６条　本研究所の財産は、基本財産と運用財産の２種とする。
２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
（２）　基本財産とすることを指定して寄附された財産
（３）　理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理）
第７条　本研究所の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
２　基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債その他確実な有価証券の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

（基本財産の処分の制限）
第８条　基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本研究所の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の３分の２以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）
第９条　本研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第１０条　本研究所の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経、評議員会に諮問し意見を聞かなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　事業計画及び予算は、岩手県知事に届け出なければならない。

（暫定予算）
第１１条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）
第１２条　本研究所の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経て、その会計年度終了後３カ月以内に評議員及び岩手県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、２週間以内に登記し、岩手県知事への報告に当たっては、その登記簿の謄本を添えるものとする。

（会計年度）
第１３条　本研究所の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第３章　役　　員

（種類及び定数）
第１４条　本研究所に、次の役員を置く。
理　事　　６人以上１０人以内
監　事　　２人

（選任等）
第１５条　理事及び監事は、評議員会において選任する。
２　理事は、互選により、理事長１人を定める。
３　理事は、互選により、副理事長、専務理事及び常務理事各１人を定めることができる。
４　理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
５　理事のいずれか１名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。
６　監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
７　理事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出なければならない。
８　監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出なければならない。

（職　務）
第１６条　理事長は、本研究所を代表し、その業務を統括する。
２　副理事長は、理事長を補佐して本研究所の業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本研究所の常務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4　常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、本研究所の常務を処理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

5　理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本研究所の業務を議決し、執行する。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　財産及び会計を監査すること。

（２）　理事の業務執行状況を監査すること。

（３）　財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は岩手県知事に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

（任　期）

第１７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。

（１）　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2　役員には費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　理　事　会

（構　成）

第２０条　理事会は、理事をもって構成する。

（機　能）
第２１条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本研究所の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

（種類及び開催）
第２２条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎年２回開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　理事長が必要と認めたとき。
（２）　理事現在数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）　第１６条第６項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）
第２３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第３項第２号及び第３号に該当する場合は、その日から１４日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意を得たときはこの限りでない。

（議　長）
第２４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第２５条　理事会は、理事現在数の３分の２以上の出席がなければ、開会することができない。

（議　決）
第２６条　理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）
第２７条　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

（議事録）
第２８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
（３）　審議事項及び議決事項
（４）　議事の経過の概要及びその結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名、押印をしなければならない。

第５章　評議員及び評議員会

（評議員）
第２９条　本研究所に、評議員１０人以上１５人以内を置く。
２　評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
３　評議員には、第１７条から第１９条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）
第３０条　評議員会は、評議員をもって構成する。
２　評議員会は、理事長が招集する。
３　評議員会の議長は、評議員会において互選する。
４　評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
５　評議員会には、第２５条から第２８条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
６　前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第６章　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）
第３１条　この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければ変更することができない。

（解　散）

第３２条　本研究所は、民法第６８条第１項第２号から第４号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て解散することができる。

（残余財産の処分）

第３３条　本研究所が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、本研究所と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第７章　顧問、賛助会員、事務局等

（顧　問）

第３４条　本研究所に、顧問若干人を置くことができる。

２　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

３　顧問は、本研究所の運営について理事長の諮問に応ずる。

４　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（賛助会員）

第３５条　本研究所に、賛助会員を置くことができる。

２　賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（事務局）

第３６条　本研究所の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第３７条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）　寄附行為

（２）　理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

（３）　許可、認可等及び登記に関する書類

（４）　寄附行為に定める機関の議事に関する書類

（５）　収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

（６）　資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

（７）　その他必要な帳簿及び書類

第８章　補　　則

（委　任）

第３８条　この寄附行為に定めるもののほか、本研究所の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

寄附行為変更

昭和５７年１０月　１日　　施行

平成　３年　６月　３日　　変更

平成１１年　７月　１日　　変更